

平成22年5月14日

第2179号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（236・団体指導室）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（237・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（238・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路区域の変更（239・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（240・由利地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4

教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（13・教育庁総務課）…………… 4

人事委員会公告

- 平成22年度秋田県職員採用試験公告 3件…………… 5
- 平成22年度警察官採用試験公告 2件…………… 10

労働委員会告示

- 秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等（2）…………… 13

告 示

秋田県告示第236号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市野石字鳥屋場長根75番地2 佐藤優 男鹿市野石字天山10番地197 和田秀晴	野石	秋田県漁業協同組合	平成22年5月14日から 同月28日まで	男鹿市野石字中台74-210番地先 秋田県漁業協同組合若美支所

秋田県告示第237号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月27日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社佐久組
大館市釈迦内字稲荷山下129番地の1
代表取締役 佐藤久徳
秋田県知事許可(般-19)第1215号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第238号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月27日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社杉淵鉄工建設
潟上市天王字天王89番地
代表取締役 杉淵茂元
秋田県知事許可(般-20)第9222号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月27日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市太平八田字関口256番地先から太平目長崎字大根沢19番1地先まで	8.20~9.60	0.918
	新	秋田岩見船岡線	〃	8.20~15.00	0.918

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年5月14日から同月28日まで

秋田県告示第240号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社佐藤工業
由利本荘市長坂字上長坂159番地
代表取締役 佐 藤 光 一
秋田県知事許可（般-17）第50159号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 森吉山ネイチャー協会
- 3 代表者の氏名
加 藤 寿
- 4 主たる事務所の所在地
北秋田市浦田字浦田65番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、森吉山県立自然公園の保護保全活動の推進とあわせて不特定多数の公園利用者に自然に親しむ諸活動や情報発信の提供を図ることによって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 N P O E - T E C H
- 3 代表者の氏名
岡 野 秀 晴
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市石脇字石脇64番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田県を基点にして広く全国・全世界に対して学術・科学技術の振興を図り、広く人類に貢献することを目的とする。学術・科学技術に関する調査研究、民間企業・大学・公的研究機関などで研究開発されている知的資産を事業化するための研究開発、地域青少年の育成、地域外国人との交流、を行い、学術・科学技術の振興、経済活動の活性化、まちづくりの推進、雇用機会の拡充など、に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
(1) 目的

- (2) 特定非営利活動の種類
 (3) 事業
 (4) 会員の種別

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代市榊土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

能代市字大内田98番地

大 山 攻

〃 字長崎63番地

袴 田 和 夫

〃 字機織軒の目83番地

船 山 勉

2 就任監事の住所及び氏名

能代市字大内田98番地

大 山 攻

〃 字長崎63番地

袴 田 和 夫

〃 字機織軒の目83番地

船 山 勉

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、大仙市横堀土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市板見内字弥兵エ谷地169番地

茂 木 保 治

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月十四日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「から」の下に「条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づき」を加える。

第五十二条中「とは、」の下に「条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる」を加え、「職務に専念する義務を免除される県立学校職員の例により」を削る。

第五十三条中「ため」の下に「条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる」を加え、「による病気休暇の承認を受ける県立学校職員の例」を削る。

第六十三条中「掲げるもの及び」の下に「条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる」を加え、「県立学校職員の休日の例による」を削る。

第六十八条の五第二項第七号中「週休日」を「条例第二十八条の二第一項に規定する週休日、条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」に改め、同項第八号中「勤務時間条例」を「条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例」に改め、「による介護休暇の承認を受ける県立学校職員の例」を削る。

第七十一条第三項中「勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条」を「条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第六十八条の五第二項第七号の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

人 事 委 員 会 公 告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成22年5月14日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行政A	39	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	3	
行政C（職務経験者）	1	
薬剤師	1	知事部局の課又はその地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
化学	2	
農芸化学	1	
農学（一般）	4	
水産	1	
畜産	1	
林学	2	
資源工学	1	
総合土木	8	
建築	1	
警察事務	3	

3 給与

初任給は、平成22年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表（二）2級1号給（月額178,200円）、その他の職種は行政職給料表1級25号給（月額172,200円）が支給される。なお、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政A、行政B、化学、農芸化学、農学（一般）、水産、畜産、林学、資源工学、総合土木、建築、警察事務
次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

イ 平成元年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成23年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

- (2) 行政C（職務経験者）

次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和26年4月2日以降に生まれた者

イ 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上ある者（受験申込期日までに5年に達する者を含む。）

- (3) 薬剤師

(1)のア、イのいずれかの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成22年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験

ア 実施日

平成22年6月27日（日）

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「薬剤師」は専門試験を行わず、「行政B」及び「行政C（職務経験者）」は専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成22年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成22年7月下旬及び同年8月上旬から中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。また、行政B及び行政Cを除く試験区分において、ある一定レベル以上の外国語資格（英語、韓国語、中国語、ロシア語）を有する受験者に対し加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成22年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成22年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成23年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成22年5月14日（金）から同月31日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成22年5月14日（金）の午前8時30分から同月24日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成22年5月31日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成22年5月14日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定 人員(人)	職 務 内 容
短大 卒業 程度	保 健 師	1	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	総 合 土 木	2	
	学校栄養士	6	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
	警 察 事 務	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
高校 卒業 程度	一 般 事 務	12	知事部局の課又はその地方機関等若しくは教育庁の課又はその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	総 合 土 木	3	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	電 気	1	
	警 察 事 務	2	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与

初任給（平成22年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試験区分		給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	保 健 師	医療職給料表（三）	2級5号給	188,900円
	総 合 土 木 警 察 事 務	行政職給料表	1級15号給	152,800円
	学校栄養士	医療職給料表（二）	1級11号給	156,000円
高校卒業程度	全 職 種	行政職給料表	1級5号給	140,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（短大卒業程度試験のうち、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

ア 保健師

昭和58年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成22年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

イ 総合土木、警察事務

昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

ウ 学校栄養士

昭和58年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成23年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(2) 高校卒業程度試験

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成22年9月26日（日）

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「保健

師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成22年10月1日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成22年10月14日(木)及び同月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成22年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みのものが、「保健師」については平成22年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成23年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成23年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成22年7月23日(金)から同年8月23日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成22年7月23日(金)の午前8時30分から同年8月16日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成22年8月23日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成22年5月14日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験(身体障害者採用)

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	5	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給(平成22年4月1日現在)は原則として行政職給料表1級5号給(月額140,100円)が支給される。なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

- (1) 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(学歴は問わない。)
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
- (3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成22年9月19日(日)

イ 場所

ルポールみずほ 秋田市山王四丁目2番12号

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成22年10月1日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成22年10月19日(火)

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成22年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成23年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成22年7月23日(金)から同年8月16日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成22年7月23日(金)の午前8時30分から同年8月9日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成22年8月16日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018

(860) 3253) に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成22年5月14日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A	秋田県、千葉県及び神奈川県各の各人事委員会並びに警視庁
女性警察官A	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官A	大学卒業程度	46	3	3	3
女性警察官A		5			

※ 警察官Aの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成22年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	197,200円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官A	秋田県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
	千葉県	昭和52年4月2日以降に生まれた男性	
	神奈川県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和55年7月12日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官A	秋田県	昭和55年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成22年7月10日(土)	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査
平成22年7月11日(日)	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験

なお、警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官Aの論文試験の評価は第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

(ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

平成22年7月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

平成22年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

(ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

平成22年7月30日(金)及び同年8月中旬から下旬

(イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

平成22年9月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(イ) 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

ア 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

平成22年9月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

平成22年11月中旬から下旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官A及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、警察官A及び女性警察官Aで平成23年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成23年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成22年5月14日(金)から同年6月7日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成22年5月14日(金)の午前8時30分から同月31日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成22年6月7日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623・2624)又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成22年5月14日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

- (1) 種類
警察官採用試験
- (2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各の各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	30	2	2	2
女性警察官B		3			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

- (1) 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。
- (2) 初任給(平成22年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級1号給	158,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	秋田県	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性
	千葉県 神奈川県	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和55年9月20日から平成5年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成23年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験
ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成22年9月18日(土)	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査
平成22年9月19日(日)	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字宇沢46番地の1	高校卒業程度の教養試験及び作文試験

なお、警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官Bの作文試験の評価は第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

- (7) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成22年10月1日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (4) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成22年11月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定)
- (7) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成22年10月18日(月)及び同年11月上旬
- (4) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成22年11月中旬
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法
- (7) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査を行う。
- (4) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
- ア 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成22年11月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- イ 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成23年1月下旬から同年2月上旬に、志望先の都県から受験者に対して書面で通知する。
- 6 採用の方法及び予定時期
- (1) 採用の方法
最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。
- (2) 採用予定時期
平成23年4月1日
- 7 受験手続
- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。
- (3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成22年7月23日(金)から同年8月16日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成22年7月23日(金)の午前8時30分から同年8月9日(月)の午後5時までまでに限り受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成22年8月16日(月)の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623、2624)又は県内の各警察署に行くこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)

第68条第1項の規定により、秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成22年5月14日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

氏 名	職 業	閱 歴	委嘱年月日
阿 部 讓 二	公益委員 弁護士	秋田弁護士会会長	昭和63年1月26日
湊 貴美男	公益委員 弁護士	秋田弁護士会会長	平成12年12月1日
古 谷 薫	公益委員 弁護士	秋田弁護士会副会長	平成12年12月1日
綿 貫 一 子	公益委員 公認会計士、税理士		平成20年12月1日
嶋 崎 真 仁	公益委員 秋田県立大学システム科学技術学部准教授	秋田県立大学システム科学技術学部助教授	平成20年12月1日
工 藤 雅 志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	自治労秋田県本部中央執行委員長	平成18年12月1日
清 水 尚 子	労働者委員 ボートピア河辺労働組合執行委員長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長	平成15年12月1日
鈴 木 光 一	労働者委員 ジェイ・エイ・エム北東北秋田県連絡会会長	T D K労働組合秋田地方本部委員長	平成20年12月1日
東海林 悟	労働者委員 日本郵政グループ労働組合東北地方本部秋田連絡協議会議長	日本郵政公社労働組合秋田県連絡協議会議長	平成22年1月26日
今 村 行 徳	労働者委員 U Iゼンセン同盟秋田県支部支部長	U Iゼンセン同盟地方部会常任執行委員	平成22年1月26日
高 野 力	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事	(社)秋田県経営者協会秋田支部専務理事	平成20年6月24日
伊 藤 博	使用者委員 秋田中央交通(株)専務取締役	秋田中央交通(株)常務取締役	平成13年9月25日
三 浦 潔	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	平成14年12月1日
吉 田 和 枝	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	吉田興業(株)取締役	平成16年12月1日
小 宅 錬	使用者委員 北光金属工業(株)代表取締役社長	北光金属工業(株)取締役副社長	平成20年5月27日
大久保 努	秋田県労働委員会事務局長	秋田県産業経済労働部次長	平成22年4月27日
藤 井 一 徳	秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県分権改革推進室政策監	平成22年4月27日

正 誤

ページ | 行 | 誤 | 正

平成22年3月31日(号外第6号)公布の秋田県規則第15号(秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

3 | 22 | ヌヤハニ°」6トニ「 | ナハニ」」6トニ「ヌヤハニ°

平成22年3月31日(号外第10号)公布の秋田県規則第26号(秋田県財務規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

1 | 終わりから3 | ナームリーダー」を削り、回頭線1号 | ナームリーダー」及び「 ナームリーダーの専決事項にあつては部長の」を削り、回頭線1号

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号